



平成 25 年 6 月 26 日

各位

会社名 HOYA株式会社
代表者名 代表執行役CEO 鈴木 洋
(コード番号 7741 東証第一部)
問合せ先 HOYAグループIR・広報室
室長 伊藤 直司
(TEL03-5913-2306)

移転価格税制に基づく更正通知書の受領について

当社は、2007年3月期から2011年3月期までの5事業年度につき、エレクトロニクス関連製品の開発・製造をおこなう当社の海外関係会社と当社との取引に関して、本日、東京国税局より移転価格税制に基づく更正通知書を受領しましたので、お知らせいたします。

今回の更正処分による法人税および地方税額（付帯税を含む）は約90億円となりますが、対象事業年度に繰越欠損金があったため、追徴税額は約33億円と見込まれます。この税額の大半が、リーマン・ショック以前の所得に対するものです。

当社としましては、上記海外関係会社との取引は公正かつ適正な条件でおこなわれており、また、当社および海外関係会社はこれまで各国の税制に従い適正な税務処理をおこなってきたと認識しております。今回、当社の主張と東京国税局の見解は、明らかに相違があるため、速やかに、法令に則り、更正処分の取り消しを求めてまいります。

なお、今回の処分につきましては、更正通知書の内容を精査した上で、2014年3月期第1四半期決算において会計処理をおこなう予定です。

以 上